

# 水道課からのお知らせ

## 水道の凍結にご注意ください！

寒い日がまだまだ続きます。寒さが一段と厳しくなる2月は、水道管の凍結が多くなります。水道管が凍結すると水道が使えなくなるばかりでなく、修理代などの思わぬ出費がかさむことがあります。特に「外気温がマイナス4℃以下になったとき」、「旅行などで長期間使用しないとき」、「1日中、外気温がマイナスの真冬が続いたとき」はご注意ください。



問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130



## 計画（素案）に対する皆さんからのご意見を募集します（パブリックコメント）

町が、皆さんに影響を与える基本的な計画、指針、条例等を決定する前に、これらの案を公表して、広くご意見や情報を提供いただくことを「パブリックコメント手続」といいます。

### ①余市町立学校適正規模・適正配置基本計画（素案）について

本町では、今後、人口減少に伴う少子化が更に進展する中、より良い教育環境の構築と質の高い学校教育の実現を目指し、小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりの在り方が課題となっております。「余市町立学校適正規模・適正配置基本計画」の策定にあたっては、これらの背景を踏まえ、一定の学校規模を確保することが重要と考え、地域性や学びの質、義務教育としての機会均等、施設の老朽化など、総合的な視点から将来の学校の在り方について、方向性を示す計画策定を現在検討し進めているところであります。

### ②余市町空家等対策計画（素案）

まちづくり計画課では現在、平成30年度から令和4年度までの5か年間を計画とした「余市町空家等対策計画」を改定し、令和5年度から9年度までの5か年間を計画期間とする新たな計画を策定中です。「空家等対策計画」とは、町内に点在する空家等への対策を総合的かつ計画的に実施するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき策定する計画で、余市町ではこの計画に基づいて、これまで各種空家対策を実施しております。

■意見募集期間 ①1月24日（火）～ 2月22日（水）まで、②2月6日（月）～ 3月7日（火）まで、

■意見提出者の要件 意見を提出できる方は次のいずれかに該当する方とします。

- 町内に住所を有する方
- 町内に会社、事業所等を有する方
- 町内に通勤・通学している方
- 町に納税されている方
- 意見を募集する案件に利害関係のある方

### ■意見提出方法

備え付けの「意見用紙」またはこれに準じた様式に住所および氏名（法人・団体の場合は所在地、名称、代表者の氏名）を明記のうえ、

- 郵送 〒046-8546 余市町朝日町26番地 余市町役場 ①学校教育課②まちづくり計画課 宛
- 電子メール ① kyouiku.m@town.yoichi.hokkaido.jp ② akiya@town.yoichi.hokkaido.jp
- ファクシミリ 0135-21-2144
- 持参 受付時間：平日の午前8時45分～午後5時15分

のいずれかの方法で提出していただくか、次に記載の施設に備え付けの意見箱に投函してください。

### ■資料（計画素案）の閲覧・投函場所

- 役場庁舎 (①教育委員会 2階 ②まちづくり計画課 1階) 朝日町26番地
- 中央公民館 (1階 事務室前) 大川町4丁目143番地
- 図書館 (1階 ロビー) 入舟町413番地
- 福祉センター (1階 ロビー) 富沢町5丁目13番地
- キッズルーム「あっぷる」(1階 ロビー) ※①のみ 黒川町17丁目13番地8

※資料（計画素案）は町ホームページからもご覧いただけます。

※新型コロナウイルス感染症に関する措置等により、意見募集方法に変更がある場合がございます。

問合せ 学校教育課 ☎21-2138 まちづくり計画課 ☎21-2124